

改正地球温暖化対策推進法 の施行に向けた検討状況

2021年12月24日

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）

1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

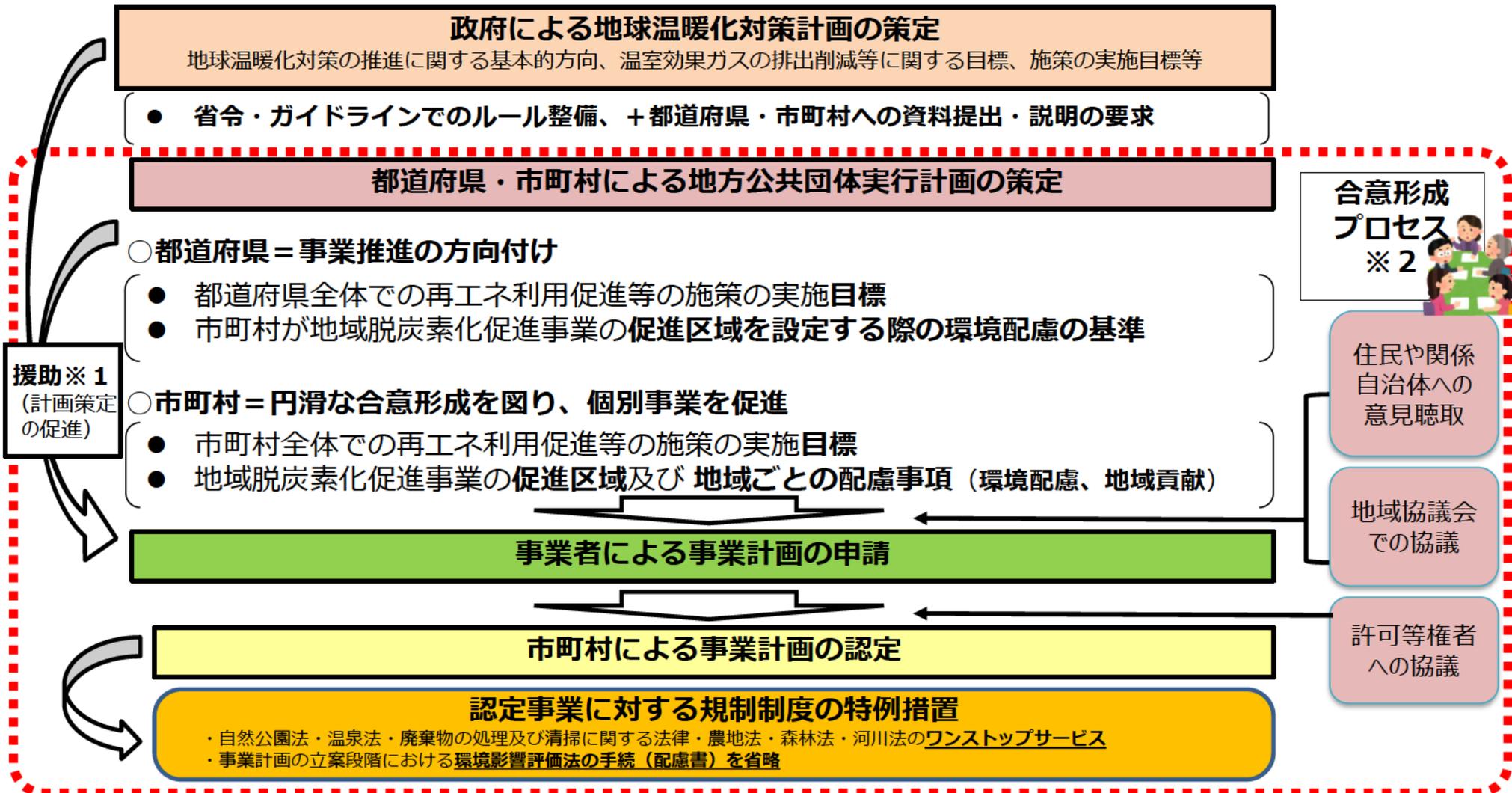
- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※3）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けられることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（２）



※ 1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※ 2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の
位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市
町
村

市町村が
議論の場（協議会等）を設けて、
ステークホルダー（関係者・関係機関）
とともに、課題のあぶりだし・解決方法を
検討

協議
会

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 市町村として事業者を求める
 - ・ 地域の環境の保全のための取組
 - ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、
事業者から申請を受けて、
関係機関に
許認可等の書類を転送

促進区域における**事業者**
に求める左記の取組を満
たした**事業計画**を認定

※改正地球温暖化対策推進法
第22条の2

事
業
者

事業の
構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化
事業予見性が高まる

事業計画の
立案

許認可手続の
ワンストップ化等

事業計画の
実施

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下のとおり。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		<ul style="list-style-type: none"> 協議会等の協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村			<ul style="list-style-type: none"> 協議会等での協議 ワンストップ化特例 アセス配慮書省略

改正地球温暖化対策推進法に関する検討状況の御報告

- 2022年4月の改正地球温暖化対策推進法の施行に向けて、2021年9月に関連する各検討会が立ち上げられ、**12月17日に取りまとめ案**が示された。今後、正式な取りまとめが公表され、関連する省令やマニュアルの整備等、所要の手続が行われる予定。
- 取りまとめ案の中では、**今後の検討課題**として、FIT/FIP制度との連携や系統接続の円滑化に関し、以下のような内容が示されている。

【速やかに検討し、取り組むべき課題】

○ FIT/FIP制度等との連携

再エネ特措法による事業計画認定と改正地球温暖化対策推進法による地域脱炭素化促進事業の認定の**連携可能性**（例えば、**地域活用要件との連携、入札における配慮等**）の模索

【中長期的に検討していくべき課題】

○ 系統接続の円滑化

系統接続の円滑化の検討（例えば、再エネ目標や促進区域設定に当たっての**系統情報の更なる利用可能性**、需給一体型の事業や地域でのエネルギーマネジメントの促進、**ローカル系統整備との関係整理等**）

(参考) FIT制度での経験をふまえた再エネ導入の促進

2021/10/25 改正地球温暖化対策推進法施行検討会 (第3回)
経済産業省提出資料 (抜粋)

【再エネ事業の認定について】

- これまでのFIT制度における経験を踏まえ、再エネ事業の認定について、以下のように認識している。
 - 再エネ事業の認定に際しては、円滑な再エネ導入を実現するため、**他法令遵守を含め事業規律が確保されていること、地域共生が図られたものであること**が必要である。
 - 土地権原や系統の確保が問題になる場合もあるため、**土地権原や系統の確保**も認定の要件とすべきである。
- 資源エネルギー庁としても、**FIT制度の事業計画策定ガイドラインなど、これまでのFIT制度における知見の共有**を図っていく。

【再エネを促進する区域の設定について】

- 再エネ事業の認定に関する経験を踏まえれば、再エネ事業を促進する地域を設定するにあたっては、**導入可能な地域の明確化、地域理解の醸成、私的権利や公益への配慮等**が重要になるものと考えられる。

(参考) 法施行検討会・マニュアル検討会のスケジュールなど

- 来春の改正地球温暖化対策推進法の施行に向け、また、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の改定等の予定を見据え、改正法に係る省令案やマニュアル改定案の策定に関する基本的な考え方を取りまとめる必要がある。
- そこで、外部有識者から構成される「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」（以下「法施行検討会」という。）及び「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」（以下「マニュアル検討会」という。）が本年9月から設置・開催されてきたところ。
- 両検討会における各3回（合同会合含む。）の議論を経て、本年12月17日開催の第4回・合同会合において、各検討会としての検討成果のとりまとめ案が議論された。

<全体スケジュール（予定）>

